

## 原因分析のポイント（案）

## 原子力災害対策本部

- 事前に作成されていたマニュアルに議事録作成が明記されていたにもかかわらず、議事録作成等を行う自覚がなかった。
- 記録を作成するための訓練が実施されていなかった。
- 記録の作成に対する認識全般が甘かった。
- 事後作成の場合の期限の不存在、記録の作成の確認体制の不備により、未作成の状態のまま放置された。
- 議事内容の記録の作成を確保する仕組みが必要

## 電力需給に関する検討会合、政府・東京電力統合対策室

- 議事内容の記録の一部が未作成であり、記録作成の確認体制が不十分であった。
- 事後における記録の作成を確保する仕組みが必要

## 緊急災害対策本部

- 緊急災害対策本部報などの記録を作成しており、議事録又は議事概要を作成することが公文書管理法上求められていないと認識していたことから、作成しなかった。
- 東日本大震災は未曾有の国難であり、その対応のための意思決定を行う会議等であること等から、より積極的な記録の作成を行うことが望ましいと考えられ、どのような議事内容の記録を作成すべきかを明確化する必要

## 被災者生活支援チーム

- 意思決定を目的に設置されたものではないため、議事録又は議事概要を作成することが公文書管理法上求められていないと認識していたことから、作成しなかった。
- 他方、その活動、課題やその処理状況等の記録が作成され、保存されていた。
- 公文書管理法第4条は、①経緯も含めた意思決定に至る過程 ②事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、記録の作成を求めている。  
被災者生活支援チームは、意思決定を目的とした会議ではなく、被災者の生活支援のための調整等に取り組んでいたチームであるため、②の記録を作成すべきであると考えられ、そのような会議等についてどのような記録を作成すべきかを明確化する必要

## 内閣府（公文書管理課）

- 事実経過の記録や資料等の保存については各府省等に対し注意喚起を行ったが、会議等の議事内容の記録の作成については、歴史的な大災害であることを踏まえた作成状況の調査、積極的な作成の要請等の対応を行うことはなかった。
- 各府省の取組を促すための法所管部局としての積極的な対応が必要

## 改善策たたき台のポイント（案）

東日本大震災のような、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じる緊急事態（以下「歴史的緊急事態」という。）に対応する会議等について、現在及び将来の国民に説明する責務の観点から、その記録の作成・保存の徹底を図るため、次のような改善策を講じるべき。

## 1. 作成・保存すべき記録の内容

## (1) 意思決定型の会議等

政策等の決定又は了解を行うもの。（原子力災害対策本部、緊急災害対策本部、政府・東京電力統合対策室、電力需給に関する検討会合など）

- ・ 開催日時、場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記録した議事録又は議事概要、決定又は了解を記録した文書、配布資料等を作成・保存

## (2) 事務事業型の会議等

各行政機関の対応を円滑に行うため、政府全体として情報交換を行うもの。（被災者生活支援チーム、官邸緊急参集チームなど）

- ・ 活動期間、活動場所、チームの構成員、その時々<sup>の</sup>活動の進捗状況や確認事項の記録、配布資料等を作成・保存

## 2. 記録の作成・保存を確保する仕組み

## (1) 各府省の対応

- ・ 事前にマニュアル等を整備し、議事内容の記録の作成、事後作成の場合の期限（原則3か月以内）、責任体制、訓練等を行うなどを明確化
- ・ 事後作成のための資料の保存状況や文書の作成状況を適時点検

## (2) 内閣府（公文書管理課）の対応

- ・ 各府省の取組のみでは不十分又は不十分であるおそれがある場合には、法の仕組みを背景に、内閣府において作成・保存状況の調査、さらに必要がある場合には文書の作成・保存を求めるなどの対応
- ・ ガイドラインの改正等、上記の改善策をルールとして明定するとともに、法の趣旨を改めて徹底

## 3. 今後の検討

歴史的緊急事態に対応する会議等以外の重要な意思決定の過程に係る記録の作成について、引き続き検討を行う。また、平成23年度の公文書管理の状況報告など法の運用状況を点検しつつ、その他の法の運用上の課題についても検討を行うべき。